

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月10日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	岡山県	執行機関名 新見市長
3. 市区町村名	新見市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	ひとり親等の医療費助成に関する事務
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.niimi.okayama.jp/gyosei/gyosei_detail/index/436.html	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	新見市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例(平成十七年条例第百十四号)に基づく医療費給付に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一の3の項 新見市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例(平成十七年条例第百十四号)に基づき医療費給付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	新見市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例(平成十七年条例第百十四号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第一条 この条例は、ひとり親家庭等の健康管理の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用の一部を公費で負担する措置を講じ、もつてひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする
⑦独自利用事務の関連規範		新見市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例(平成17年条例第114号)